官

御

名 御

璽

令和七年七月四日

栄養士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

茂

内閣総理大臣 石破

内閣は、栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第七条の規定に基づき、この政令を制定す、栄養士法施行令の一部を改正する政令

第九条を削る。 (昭和二十八年政令第二百三十一号) の一部を次のように改正する る。

政令第二百五十二号

第十条第一号中「第十二条第一項」を「第十二条」に改め、 同条を第九条とし、第十一条を第十条

第十二条第二項を削り、 同条を第十一条とする。

第十三条中 「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、 同条を第十二条とす

第十四条中 当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、 同条を第十三条と

第十五条中 当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して」を削り、 同条を第十四条と

条第一項」を 七条とし、第十九条を第十八条とする。 第十六条第一項中 「第十一条」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、 「第十条又は第十一条」を「第九条又は第十条」に改め、同条第二項中「第十二 第十八条を第十

において準用する場合を含む。)並びに第十三条から第十五条まで」を削り、同条を第二十条中「、第八条第二項」を「並びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段 同条を第十九条とし、 (第十二条第)

第 項

二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

1

から施行する。 この政令は、 (施行期日) 令和七年十一月一日から施行する。 ただし、 第十条第一号の改正規定は、

びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段(第十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 別表第一栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)の項中「、第八条第二項」 (地方自治法施行令の一部改正) の一部を次のように改正する。 公布の日 を「並

2

第十三条から第十五条まで」を削る。

総務大臣

内閣総理大臣 厚生労働大臣 石破 茂福岡 資麿 石福 破岡